

平成15年11月26日
原子力安全対策課
(15-94)
<11時資料配付>

敦賀発電所2号機の営業運転再開について
(第13回定期検査)

このことについて、日本原子力発電株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

記

敦賀発電所2号機(加圧水型軽水炉; 定格電気出力116.0万kW)は、平成15年9月5日から第13回定期検査を実施し、10月29日11時00分より定期検査の最終段階である調整運転に入っていたが、本日夕刻、経済産業省の最終検査を受けて営業運転を再開する予定である。

問い合わせ先(担当:小西)
内線2354・直通0776(20)0314

平成15年度安全協定に基づく軽微な異常事象報告

敦賀発電所2号機 非常用ディーゼル発電機の待機除外について

- ・発生日時：平成15年11月20日
- ・終結日時：平成15年11月20日
- ・放射能による周辺環境への影響：なし
- ・国の取扱い：報告対象外
- ・安全協定上の取扱い：異常事象（第6条第5項：発電所に故障が発生したとき）

・事象概要：

敦賀発電所2号機は、定格熱出力一定で第13回定期検査の調整運転中のところ、11月19日23時06分、「安全系480V母線地絡*¹」と「安全系480Vフィーダ地絡」警報が発報した。

調査の結果、安全系480V母線に接続されているA非常用ディーゼル発電機潤滑油プライミングポンプ*²の電動機(モータ)で地絡が発生していることを確認した。

潤滑油系統の圧力指示(プライミングポンプ吐出圧：約0.34MPa)は、通常値の範囲で安定しており、潤滑油系統の機能は維持されていたが、11月20日10時29分、A非常用ディーゼル発電機を待機除外とし、当該電動機を予備品(新品)と交換した。その後、潤滑油プライミングポンプの運転状態に異常がないことを確認するとともに、A非常用ディーゼル発電機の起動試験を実施し、21時38分、待機状態に復帰した。

なお、当該電動機が地絡した原因は、経年的な劣化により絶縁効力が失われたためと推定された。確認のため、現在、工場において当該電動機の分解点検を実施している。

この事象による環境への放射能の影響はない。

*1) 地絡：

電線や電気機器の絶縁物が損傷あるいは劣化して絶縁効力が失われ、電気回路以外の部分に電流が流れる事象。（「安全系480V母線地絡」や「安全系480Vフィーダ地絡」の警報は、回路に流れる電流の変化を感知し発報する）

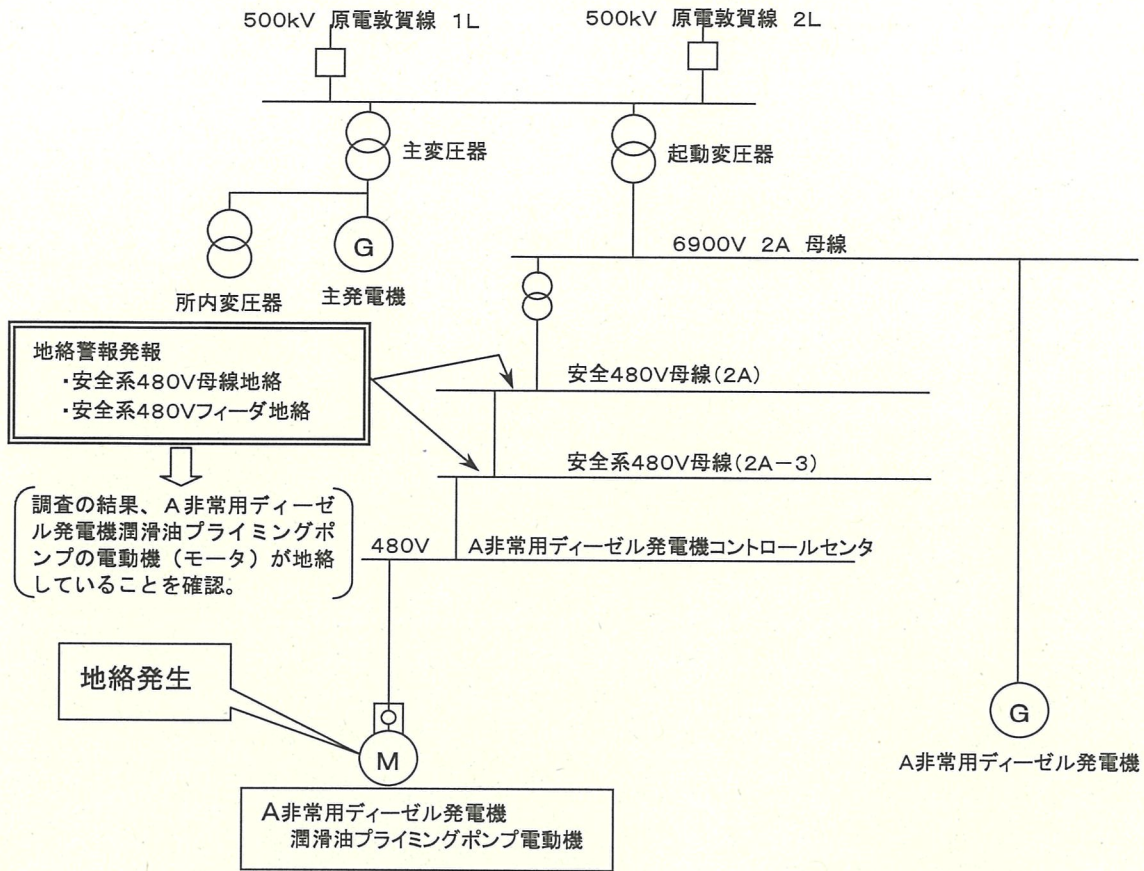
*2) 潤滑油プライミングポンプ：

非常用ディーゼル発電機が待機状態の時に、ディーゼル機関に潤滑油を供給するため、潤滑油を循環させる役割をもつ。（ディーゼル機関が運転中は機関直結の潤滑油ポンプにより潤滑油が供給される）

A非常用ディーゼル発電機の待機除外について

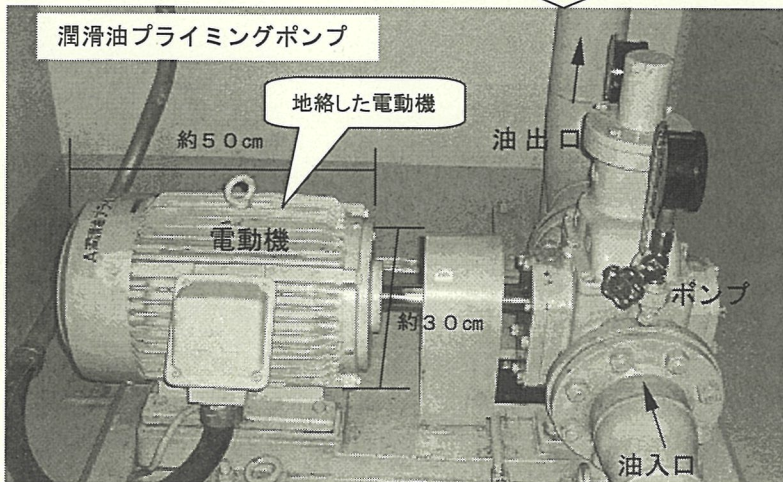
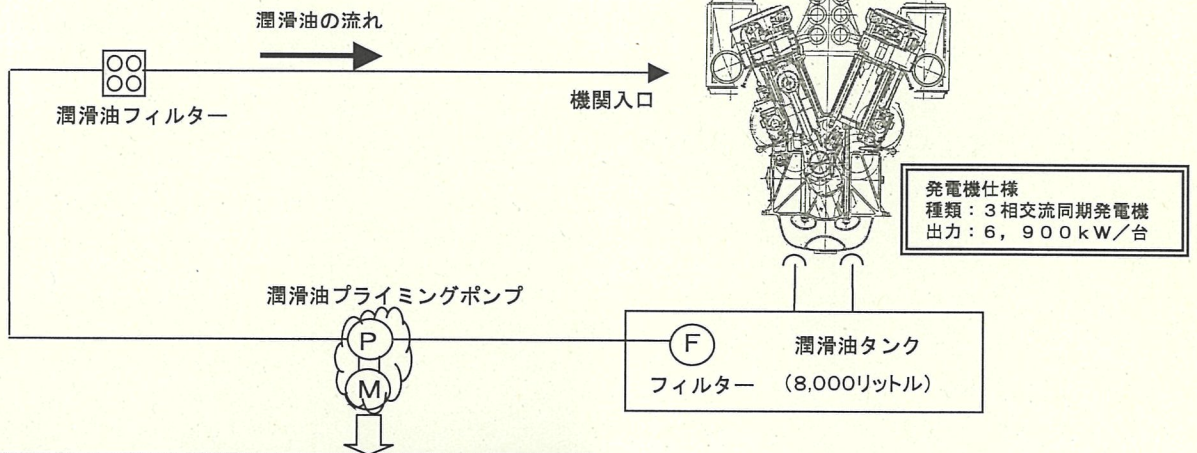
(A非常用ディーゼル発電機潤滑油プライミングポンプ電動機の地絡事象)

A非常用ディーゼル発電機潤滑油プライミングポンプ電動機の単線結線図



A非常用ディーゼル発電機潤滑油系統概要図(待機状態)

非常用ディーゼル機関構造図



○潤滑油プライミングポンプは、非常用ディーゼル発電機が待機状態の時に、ディーゼル機関に潤滑油を供給するため、潤滑油を循環させる役割をもつ。(ディーゼル機関が運転中は機関直結の潤滑油ポンプにより潤滑油が供給される)

電動機仕様
電圧: 440V
容量: 15kW
電流: 24.5A